

## 化学物質リスクコミュニケーション等の取組状況について

平成17年12月7日  
福島県大気環境グループ

### 1 調査の目的

平成14年4月から本格施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号。以下「P R T R法」という。)第4条では、「事業者は、指定化学物質等の管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。」ことが規定されている。この規定の趣旨は、事業者が自ら化学物質に関する情報を地域住民等へ提供し、情報を共有しつつ意見交換を行い、相互理解を図ろうとするものであり、事業者の自発的な取組が求められている。

県では、平成16年度から事業者によるこれらの取り組みを支援することとし、各種事業を進めることとしている。

このため、排出量の多い各事業所における化学物質の管理等に関する取り組み状況を把握し、本県が進めるリスクコミュニケーション関係事業の基礎資料とするものである。

### 2 調査対象

平成16年度にP R T R法の届出をした事業所で排出量の多い上位202事業所を調査対象とした。

### 3 調査期間

平成17年6月13日(月)から7月25日(月)まで

### 4 アンケートの回収方法、回答数等

F A X又はインターネットのメールにより回収した。

151事業所から回答があり、回収率は74.8%であった。

### 5 調査結果

#### (1) P R T R法の届出対象の状況(Q1)

調査対象事業所のうち、約97%がP R T R法届け出対象であった。

しかし、何らかの形でP R T R法の届出が不要になった事業所もあった。

項 目	回答数	割合(%)
平成17年度は届出は不要となり、届出はしていない	2	1.3
届出が必要な事業所であり、既に届出を済ませている	131	86.8
届出が必要な事業所であり、これから届け出る	16	10.6
未回答	2	1.3

#### (2) 環境報告書の作成状況(Q2)

環境報告書は、企業等の事業者が、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況(環境会計、法規制遵守、環境適合設計その他)及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するものである。環境報告書の作成状況は、自事業所又は本社等で作成しているのは84事業所(約56%)で、今回調査した事業所の約半数が環境報告書を作成していた。

内 容	回答数	割合(%)
作成していない	63	41.7
事業所で作成している	21	13.9
事業所では作成していないが、本社等で作成している	38	25.2
現在、作成していないが、今後、事業所で作成予定	9	6.0
現在、作成していないが、今後、本社等で作成予定	16	10.6
未回答	3	2.0

(3) 地域住民等と交流の実施状況(Q4)

地域住民等との交流をしている事業所の割合は高く、約74%となっている。

内 容	回答数	割合(%)
交流している	111	73.5
交流していない	30	19.9
未回答	10	6.6

(4) 地域住民等との交流内容(Q5 複数回答)

ア 平成16年度の実績

地域住民等との交流を行っている111事業所が実施している交流内容は、「清掃活動・防災訓練等」が最も多く約70%、次いで「夏祭り、子供祭り等の祭事」約41%となっている。

「その他」は、新年会等での近況報告、モニター委員会での環境についての報告、レクリエーション、地域中学校への教材の提供、体育館等の解放等となっている。

内 容	回答数	割合(%)
夏祭り、子供祭り等の祭事	45	40.5
工場見学会の開催	33	29.7
清掃活動、防災訓練等	78	70.3
地域説明会の開催	3	2.7
その他	28	25.2

「割合(%)」は、地域住民等との交流を行っている111事業所に対する割合である。

イ 平成17年度の予定

平成17年度の交流内容のうち、地域説明会の実施を予定している事業所が平成16年度の3事業所から6事業所に増えており、地域説明会を実施する事業所が増えつつあるものと思われる。

内 容	回答数	割合(%)
夏祭り、子供祭り等の祭事	44	39.6
工場見学会の開催	35	31.5
清掃活動、防災訓練等	78	70.3
地域説明会の開催	6	5.4
その他	28	25.2

「割合(%)」は、地域住民等との交流を行っている111事業所に対する割合である。

(5) リスクコミュニケーションの実施に対する意見 (Q 13)

リスクコミュニケーションの実施については、「必ず実施していかなければならない」及び「今後、実施していかなければならない」の2つで約78%となり、多くの企業が実施に前向きな考えを示している。「その他」は、社内の関係者が知識を深めることが必要、会社間でも意思疎通が難しいのに一般の方と良い関係が築けるかどうか危惧する、工業団地内なので必要性を感じない、現行の公害防止協定で開示できる、実施は必要と思うが専門知識が不足している、などといった内容であった。

内 容	回答数	割合 (%)
必ず実施していかなければならない	35	23.2
現在は、準備段階だが、今後、実施していかなければならない	82	54.3
効果が期待できないので、実施する意義はない	6	4.0
できることなら実施したくない	2	1.3
その他	23	15.2
未回答	3	2.0

(6) 県のホームページ及び化学物質対策に関する意見等

別紙のとおり意見等がありましたので、大気環境グループのコメントとともに示しました。

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>1 リスクコミュニケーションの実施及び実施事例について</p> <hr/> <p>企業は理解できるが、住民の方々の認識度合不明で実施はどうかと感じる。</p>	<p>経済産業省ホームページに「地域との信頼関係を築くには、事業者がきちんとした体制を整備した『情報公開の機会』と『地域の方々の声を聴く機会』をつくり、日常的な取り組みを地道に続けていくことが肝心です。」とあります。</p> <p>日常的な取り組みを地道に続けていき、住民の方々とのギャップを埋めていくことが必要と考えます。</p> <p>経済産業省のホームページアドレス</p> <p><a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/risk-com/r_index2.htm">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/risk-com/r_index2.htm</a></p>
<p>リスクコミュニケーションを実施している事業所と地域住民との実施状況を見学したい。</p>	<p>県のホームページに地域説明会等の実施状況を掲載しておりますので、実際に実施している事業所へ出席可能かお尋ねくださるようお願いします。</p> <p>また、既に地域説明会を実施している事業者の方におかれましては、県のホームページに掲載したいので、大気環境グループへ情報提供をお願いします。</p>
<p>一般県民の「リスクコミュニケーション」に対する認知度、又は化学物質に対する知識はいかほどだろうか(化学物質の知識不足がコミュニケーションの障害と考えている)。事業所としては、突如、リスコミを開催し、地域住民へ要らぬ不安・恐怖感を助長せぬように慎重を期する内容と捉え、準備している。このようなデリケートな事柄は環境省・経産省ばかりでなく、日頃より、福島県大気環境グループからも、県民へ正しく分かり易い情報公開を努めて、下準備をお願いしたい。</p>	<p>リスクコミュニケーションを行うに当たっては、次のことに留意することが必要とされています。</p> <p>正確で迅速な情報提供と情報提供への真摯な姿勢が重要です。情報をごまかしたり、情報隠しをしていると思われると、地域住民への信頼を失うことになりかねません。分かりやすい言葉で説明された情報は理解されます。住民が何を知りたがっているのかを理解しながらきちんと伝えようとする姿勢が重要です。</p> <p>趣旨を御理解の上、リスクコミュニケーションへの取り組みをお願いします。</p> <p>なお、こうしたリスクコミュニケーションへ取り組む考え方等については、経済産業省のホームページを参照してください。</p> <p>また、大気環境グループでも県民へわかりやすい情報公開をしていきたいと考えております。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>ISO14001取得企業においてはシステムの中でそれぞれ要求事項に従い、きちんと環境影響評価し、著しい環境影響を及ぼすものは目的・目標をもって改善に向け取り組んでいるので、特にリスクコミュニケーションについての必要性はないと思います。(更にコミュニケーションについても要求事項にあり、きちんと守っていかなければならない様になっているので)</p>	<p>P R T R法第4条には、事業者の責務として、「化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。」とあります。 P R T R法の趣旨をご理解のうえ、化学物質の適正な管理をお願いします。</p>
<p>弊社工場は工業団地にあり民家とはかなり離れております。このような立地条件でも地域住民とのお話し合いが必要なのでしょうか？(町内会があるかどうか不明)適切なレベル・ガイドラインを行政として指し示して頂くわけにはいかないでしょうか。昨今のアスベストによる肺気腫誘発にみるように有害物質とそのリスク評価の即時充実と公開を強くお願い申し上げます。何よりこれが基礎となって、正しい理解と意思疎通が可能になると考えます。</p>	<p>工業団地内のいくつかの事業所が、合同で工業団地周辺の地域住民に対し、地域説明会等を開催し、地域における理解を求めるという方法もあるかと思えます。 また、化学物質のリスク評価につきましては、国において順次進めております。 化学物質関連など環境リスクに関するデータベース(環境省) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/communication/date.html">http://www.env.go.jp/chemi/communication/date.html</a></p>
<p>化学物質を公表することには住民に不安を与えるのではないかと不安を感じる。</p>	<p>1 を参考にさせていただきたいと思えます。</p>
<p>リスクコミュニケーションに関する地域の関心はまだまだ。私達事業者の積極的な活動を通じて地域全体のレベルアップも必要と感じます。</p>	<p>1 を参考にさせていただきたいと思えます。 今後とも積極的な活動をよろしくをお願いします。</p>
<p>リスクコミュニケーションに関しては工場の安全管理の強化を目的とし、たたき台を作成致しました。</p>	<p>今後ともリスクコミュニケーションの推進をよろしくをお願いします。</p>
<p>リスクコミュニケーションの実例等の報告があればよい。</p>	<p>リスクコミュニケーションの実施事例につきましては、県の大気環境グループのホームページに掲載しており、今後も掲載事例を増やしていきたいと考えております。</p>
<p>リスクコミュニケーションの実例を増してほしい。</p>	<p>1 をご覧ください。</p>
<p>2 代替材料、工程の変更等について</p> <p>-----</p> <p>県や国は環境々と様々な点で厳しくされていますが、それに代用する薬品や化学物質の開発がされていない。いつも押しつけるだけではないのか？法規制する以前に安くて害のない化学物質や溶剤を同時に提供して欲しい。</p>	<p>P R T R制度は、化学物質の自主的な管理の改善を促進する制度であり、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のような規制ではありません。 また、P R T R制度は国際的にも定着しており、化学物質管理の新しい仕組みです。 趣旨をご理解のうえ、化学物質の適正な管理をお願いします。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>現在、トリクロロエチレンを適切な管理の許に使用しておりますが、当社はステンレス管で内径 mm、長さ m位のパイプの内面洗浄に困っております。何か代替洗浄剤があれば教えてください。尚、切断品 ~ mmのものは(株)系のストルーナを使用しております。</p>	<p>県の大気環境グループのホームページの掲示板を活用し、他社からの情報の提供を求めたりすることができます また、県ハイテクプラザのホームページには、技術相談コーナーがありますので、活用するののも一つの方法かと思えます(アドレスは次のとおりです)。</p> <p><a href="http://www.fukushima-iri.go.jp/mail/index.html">http://www.fukushima-iri.go.jp/mail/index.html</a></p>
<p>当事業所はP R T R対象物質である塩化メチレンの大気への排出量を削減すべく、工程の見直し改善と日常の運転管理の強化を継続的に実施しています。</p>	<p>今後とも化学物質の適正な管理をお願いします。</p>
<p>当社で使用している指定化学物質はジクロロメタン。部品の洗浄用の使用ですが、指定外の洗浄剤に変更を考えております。</p>	<p>今後とも化学物質の適正な管理をお願いします。</p>
<p>車両修繕に使用する塗料については水性塗料へ切替を行って来ているが、外板修繕用パテはメーカーに問い合わせても代替品がないため発生量の抑制ができない状態である。これら使用する側は代替品があれば即切替を実施できるが現状では分かっているにもかかわらず使用せざるをえない状況である。代替品の開発をメーカーに義務付けないと減少へはなかなか進まないと感じている。</p>	<p>P R T R制度は規制ではありませんので、貴社において塗料を水性塗料に切り替えたように、できるところから順次対応していただきたいと思えます。</p>
<p>数年来、化学物質に関しても、削減、管理強化に努めている。さらに、新たに昨年からの自主的なVOC対策の一環として回収装置の導入計画を進めているが、特殊な物質には、装置メーカーとの十分な検討・準備が必要である。行政機関に望むことは各メーカーの対応策(技術開発)にアドバイスをしていただきたい。</p>	<p>具体的に相談したいことがありましたら、県ハイテクプラザでも受け付けておりますので、相談してみたいかと思えます。 県ハイテクプラザの連絡先は、次のとおりです。 024-959-1741(連携支援グループ)</p>
<p>大気汚染防止法でVOC規制が加わり、排出規制が進められている一方で、作業環境測定法で基準濃度の引き上げが制定された。吸着等の処理をしないと、今後は化学物質は使用できなくなる。企業にとって経済的な負担が大きくなるばかりである。</p>	<p>県や日本政策投資銀行等の融資制度があります。詳細はホームページをご覧ください。</p> <p>県(環境創造資金融資事業)のホームページアドレス <a href="http://www.pref.fukushima.jp/hozen/">http://www.pref.fukushima.jp/hozen/</a> 経済産業省のホームページアドレス <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info3.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info3.html</a></p>
<p>対応できる会社とそうでない会社とで差別化され、淘汰される方向になる。良い方向だと感ずる反面、対応できない会社への救済策を一方では考えなければ。</p>	<p>経済的な支援としましては、融資制度もありますので2をご覧ください。 その他の支援が必要な場合には、大気環境グループに相談していただきたいと思えます。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>3 化学物質の検索など大気環境グループのホームページへの要望等について</p> <p>化学物質のデータ(MSDS等)や法規制等の検索が容易に出来るサイトがあれば便利だと思います。</p>	<p>県の大気環境グループのホームページから国立環境研究所の化学物質検索のホームページにリンクされておりますので、参考にしていただきたいと思います。</p> <p>大気環境グループ 福島県化学物質適正管理指針関係 リンク 国立環境研究所化学物質データベース</p> <p>その他、次のホームページもありますので、ご覧ください。 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/communication/date.html">http://www.env.go.jp/chemi/communication/date.html</a></p>
<p>化学物質の情報検索が出来るシステムがあったら良いと常々思っております。例えば「CAS番号で検索及び物質名で検索」とか「この化学物質は何の法規制(県条例)に関連するか」等。</p>	<p>3 に掲載したホームページを参考にしていただきたいと思います。</p>
<p>特に意見はありませんが、このホームページ(福島県大気環境グループのホームページ)は時々環境条例等の情報収集に利用させて頂いております。</p>	<p>ホームページは、今後も充実させていきたいと考えておりますので、ご意見等ありましたら大気環境グループまでお寄せください。</p>
<p>化学物質の名称について、クロロエチレンは別名塩化ビニルです。このように複数の名称を持つ化学物質があります。一覧表などはどちらの名称でも検索しやすいものになってほしい。</p>	<p>3 に掲載しましたインターネットの化学物質に関する情報のホームページでは、正式名称ではなく、別名でも検索できるようにしておりますので、ご活用願います。</p>
<p>4 今後の取り組みについて</p> <p>弊社のような 法は排出ガス量が多いため、化学物質の排出量も多くなっております。実態調査等を行い、今後の投資計画を進めようとしておりますが、何分とも投資額が莫大なため、準備期間も長期にかけ、今のところはメンテナンスの強化による削減に取り組んでいるが、根本的な削減につながっていないのが実情です。</p>	<p>リスクコミュニケーションは事業者の自主的な取り組みによるものであることから、できることから順次対応していただきたいと思いますと考えております。</p>
<p>'99年より地域住民との親睦を深めるため、会社敷地内でのソフトボールやバーベキュー等を行ってきた。又、環境への取り組みの紹介(ISO14001活動)や工場見学も行ってきた。平成16年度は地域住民、会社との都合が合わなかったため、出来なかったが、17年度は11月に実施したい。</p>	<p>県では、リスクコミュニケーションの推進のため、自治会等との定期会合や工場見学会などの開催、その他地域との交流を行って欲しいと考えております。その際、はじめのうちは、必ずしも化学物質関係に特化しなくてもよいものと考えており、順次、レベルアップを図るのがよいものと考えております。</p> <p>また、今後ともリスクコミュニケーションの推進をよろしく願います。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>PRTR法に基づく官庁への届出-報告は国(省)と県で一元化して欲しい。PRTR法に関する説明会を毎年実施願いたい(物質による難解な部分が多い)。</p>	<p>PRTR法の届出は今年で4回目となり、ほぼ順調に届出がなされていると思われますので、届出についての説明会の開催予定はありません。 疑問点がある場合には、大気環境グループか地方振興局環境グループ(南会津は県民環境グループ、いわきは県民生活グループ)に個別にお問い合わせくださるようお願いいたします。</p>
<p>化学物質についての知識がもっと広がる必要があると考えます。事業所に専門の資格者を義務付ける等。最近、爆発事故等が多い感じがします。</p>	<p>化学物質の知識のさらなる普及については、大気環境グループも同意見です。</p>
<p>リスクコミュニケーションの重要性は十分理解はしていますが、このリスクコミュニケーションの対応に要する時間と費用は企業を圧迫するものであり、もう少しゆっくりした対応を希望する。</p>	<p>リスクコミュニケーションは事業者の自主的な取り組みによるものであることから、できるところから順次対応していただきたいと考えております。</p>
<p>6 県への要望等について</p> <p>-----</p> <p>今後も、リスクコミュニケーションの具体的取り組み例などの紹介又は講演等の開催を希望します。</p>	<p>県ではリスクコミュニケーションを推進するため、今後とも、セミナーを開催したり、ホームページで事例を紹介するなどしていききたいと考えております。</p>
<p>資金や設備投資で解決できる問題以外に技術的な開発を伴う問題も多い。産官学連携でバックアップできる体制が欲しい。</p>	<p>2 を参照してください。</p>
<p>化学物質は生活環境において無害と確証される物は1つもない。濃度等により差位が生ずるので住民不安を助長しないように指導して欲しい。企業は化学物質の使用を低減し拡散を防止する継続的改善を進めている。</p>	<p>今後とも適正な化学物質管理をよろしく願います。</p>



アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
7 その他	
<p>RoHS規制に端を発し、各々の会社独自で「商品に含まれてはならない化学物質のガイドライン」を定めて履行を要求しており(リスクと管理レベルの対応が裏づけもなく過剰)、まるで”共通言語”を持たないまま通商を行おうとしているに等しい状態になっています。事実、一社一様どころか日替わりでの対応を求められており、経済活動に非常にマイナスに働いています。中にはリサイクル材の一切の使用を禁じるという、十羽一絡げ、唯我独尊な要求をなさる会社もあり、過剰とも思える対応が増えています。これなど、環境保全に逆行する行為であります。今後、歯止め無くこの傾向が増大していき、市場原理にまかせっきりにしていくと、体力のない中小企業は対応できずに商売が成り立たなくなる。無駄な労力と資源を浪費して環境負荷が増大すると考えます。適切なレベルを行政として指し示していただくわけにはいかないでしょう。</p>	<p>経済産業省では、製品の3Rシステム(リデュース、リユース、リサイクル)の高度化を図るために必要な措置について検討を行っており、この中で、RoHS規制等による国内対応についても検討しておりますので、参考にしていただきたいと思います。</p> <p>参考(経済産業省産業構造審議会のホームページ)  <a href="http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/h.html">http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/h.html</a></p>
<p>当社は産業廃棄物の中間処理業務を行っており、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度で求められている情報公開について準備中ですが、県の取り組みではこれをどのように評価しているのでしょうか。</p>	<p>産業廃棄物処理業者の優良性評価制度につきましては、検討中ということ聞いております。詳細につきましては、産業廃棄物グループにお尋ねくださるようお願いいたします。</p>
<p>毎月1回全社対象のISO14001関係の勉強会を実施しています。できれば県のホームページで絵、写真、グラフを多く使った15分程度で説明・解説できる資料を連載できると有難いです。毎月の勉強会の資料は家庭に持ち帰って家族に見せる前提で作成しているの、目で見て判る情報が大事ですが、なかなか簡潔なものが無く、説明側としては不便です。</p>	<p>県環境センターのホームページに一般の方にもわかりやすい環境保全関係のパネルを作成しておりますので、そのパネルが参考になるものと思います。  ホームページからも印刷することができますので、ぜひ、ご覧ください。</p> <p><a href="http://www.pref.fukushima.jp/kance/lend/lend.html">http://www.pref.fukushima.jp/kance/lend/lend.html</a></p>
<p>当事業所においては、環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギー・廃棄物削減の活動、有害物質の削減及び環境法規制の遵守評価等積極的に取り組んでおります。</p>	<p>今後とも適正な化学物質管理をよろしくお願いします。</p>